

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会（JPA）事務局

発行責任者/辻 邦夫

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-11-2 巣鴨陽光ハイツ604号

TEL03-6902-2083 FAX03-6902-2084 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp

JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

緊急事態宣言下における 地域での受給者証の更新について

1月14日付にて、厚労省難病対策課より、緊急事態宣言が出されている地域について、特定医療費の受給者証の更新についての事務連絡が、各都道府県などに宛て出されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言が出ている地域にお住まいの方、並びにその地域にある病院に通院されている方は、特定医療費の更新にあたっては、宣言下及びその解除後も、受給者が医療機関を受診できできないなどの理由により、受給者証の有効期間中に支給認定の申請ができない事態などが想定されます。そのような場合、申請が行われるまでの間は現行の支給認定を有効とみなして医療費助成の対象とする、又は診断書等を後日提出としたうえで申請を受け付けるなど、個々の状況に応じて柔軟に取り扱って差し支えないこととする。

とのことです。

詳細は別添の事務連絡を参照してください。

※各地域での実際の運用については、各都道府県等にお問い合わせください。

また、地域の状況など、みなさまからの情報をお待ちしています。

JPAにぜひご連絡ください。